

和歌山県警察車両管理規程

(最終改正：令和4年3月28日 和歌山県警察本部訓令第21号)

(概要)

この訓令は、和歌山県警察における車両の管理、使用、点検及び整備について車両の適正かつ効率的な管理及び運用を図るため、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 車両の管理体制の明確化
- 車両の保管管理、使用手続き、燃料管理及び点検整備
- 車両の損傷報告、車両の使用実績報告

等です。